

## 能登町広報紙広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、能登町広報紙(以下「広報紙」という。)に掲出する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲出可能な広告等の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲出することができるもの、広告の内容等は、能登町有料広告掲出要綱及び能登町有料広告掲出基準の規定によるものとする。

2 町税の滞納がある者の広告は、掲出しないものとする。

(広告掲出の優先順位)

第3条 広告を掲出する優先順位は、次の順位とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 民間事業者のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

2 町長は、募集を行うに当たり、広告掲出者となり得るものに対し、広告掲出の案内をすることができるものとする。

(広告の掲出位置、大きさ及び枠数)

第5条 広告の掲出位置は、広報紙の紙面の中で町が指定する位置とする。

2 広告の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 1号 縦45ミリメートル 横88ミリメートル
- (2) 2号 縦45ミリメートル 横180ミリメートル

3 広告の掲出枠数は、前項第1号を1枠として、12枠以内とする。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出は、広報紙の発行号単位とし、連続する掲出期間は24カ月以内とする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は次のとおりとする。

- (1) 1号 町内業者1件8,000円、町外業者1件10,000円
- (2) 2号 町内業者1件16,000円、町外業者1件20,000円

2 連続して掲載する場合は、掲出料から次の割合を割り引くものとする。

- (1) 3カ月以上5カ月以内 5%
- (2) 6カ月以上11カ月以内 10%
- (3) 12カ月以上24カ月以内 20%

(広告掲出の申込み)

第8条 広告の掲出を希望するものは、能登町広報紙広告掲出申込書(様式第1号)に、掲出しようとする広告の原稿案を添えて、町長に申し込むものとする。

2 町長は、業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など広告掲出申込書の健全性を確認できる書類の添付を求めることができるものとする。

( 広告掲出の決定 )

第 9 条 町長は、広告の掲出の申し込みを受けたときは、能登町有料広告掲出要綱第 7 条第 1 項の規定により、能登町広報紙広告掲出決定通知書(様式第 2 号)又は能登町広報紙広告非掲出決定通知書(様式第 3 号)により、申込者に通知するものとする。

2 広告の申し込みが当該広告枠数を超え、かつ、すべての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

( 広告原稿の提出 )

第 10 条 掲出者は、町長の指定する方法により印刷版下(完全原稿)を作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

( 広告掲出料の納入 )

第 11 条 掲出者は、町長の指定する期日までに広告掲出料を一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

( 広告掲出者の責任等 )

第 12 条 掲出者の責任は、次のとおりとする。

- (1) 広告の内容に関する責任は、掲出者が負うものとする。
- (2) 原稿の作成経費は、掲出者の負担とする。
- (3) 掲出者は、掲出された広告が不適切な管理により町及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めるものとする。

( 掲出者の届出義務 )

第 13 条 掲出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、能登町広報紙広告掲出内容変更届(様式第 4 号)により、速やかに町長に届け出るものとする。

- (1) 広告の掲出を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、能登町広報紙広告掲出申込書の記載内容に変更があったとき

( 広告掲出の取り消し )

第 14 条 町長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出を取り消すものとする。

- (1) 広告の内容が、町の行政運用上支障があると認めるとき
- (2) 掲出者が、指定する期日までに広告掲出料を納付しないとき
- (3) 掲出者が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき

( 広告掲出料の還付 )

第 15 条 広告掲出料は還付しない。ただし、掲出者の責めに帰さない理

由により、広告の掲出ができなくなったときは還付することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲出料に利子は付さない。
- 3 町は、広告が掲出できなかったことにより掲出者に生じるいかなる損害についても、広告掲出料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 本条の規定による広告掲出料の返還を受けようとするときは、能登町広報紙広告掲出料金返還請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関し必要な事項は、能登町有料広告掲出要綱の規定による。

#### 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

この告示は、平成21年3月1日から施行する。